

平成29年1月16日

## 「道路協力団体」徳島県第1号指定！

～「新町川を守る会」への指定証交付式を行います～

○徳島河川国道事務所では、「道路協力団体」の徳島第1号指定証の交付式を行います。

○国土交通省では、平成28年11月～12月に、国が管理する国道（直轄国道）について、道路協力団体制度が創設されて初めてとなる公募を全国で行い、「特定非営利活動法人 新町川を守る会」を含む全国26団体を初めて道路協力団体に指定しました。「新町川を守る会」は、徳島県内初の道路協力団体となります。

○今般、「新町川を守る会」が長年にわたって清掃・美化活動を実施されている国道192号沿いにおいて、第1号指定証の交付式を行います。

日時： 平成29年1月19日（木） 15:00～

場所： 国道192号 藍場町交差点

指定団体： 特定非営利活動法人 新町川を守る会 （徳島第1号）

※1：雨天時は徳島河川国道事務所で開催します。

※2：当日取材にお越し頂く際は、下記問い合わせ先まで事前にご連絡ください。

（参考）道路協力団体制度は、官民連携による道路管理の一層の充実を目的とした制度で、平成28年4月に道路法改正により創設されました。制度の概要については別紙をご覧ください。

四国地方整備局では公募内容を審査し、平成28年12月26日付で5団体を指定しました。四国全体での指定状況は以下のHPで掲載しております。

<http://www.skr.mlit.go.jp/pres/h28backnum/doro/161227/161227-1.pdf>

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

## 【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

副所長（道路） 檜田 幸伸（ひのきだ ゆきのぶ） TEL：088-654-2211

○ 道路調査第一課長 鈴木 大健（すずき だいけん） TEL：088-654-9612

○主な問い合わせ先

# 「道路協力団体制度」が創設されました。

## 1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

## 2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

## 3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。  
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
  - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの  
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
  - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場  
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
  - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具  
(例：シェアサイクル施設)
  - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの  
(例：掲示板)
  - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等  
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
  - 6) 食事施設、購買施設等  
(例：オープンカフェ、マルシェ)
  - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等  
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。  
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。  
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。  
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

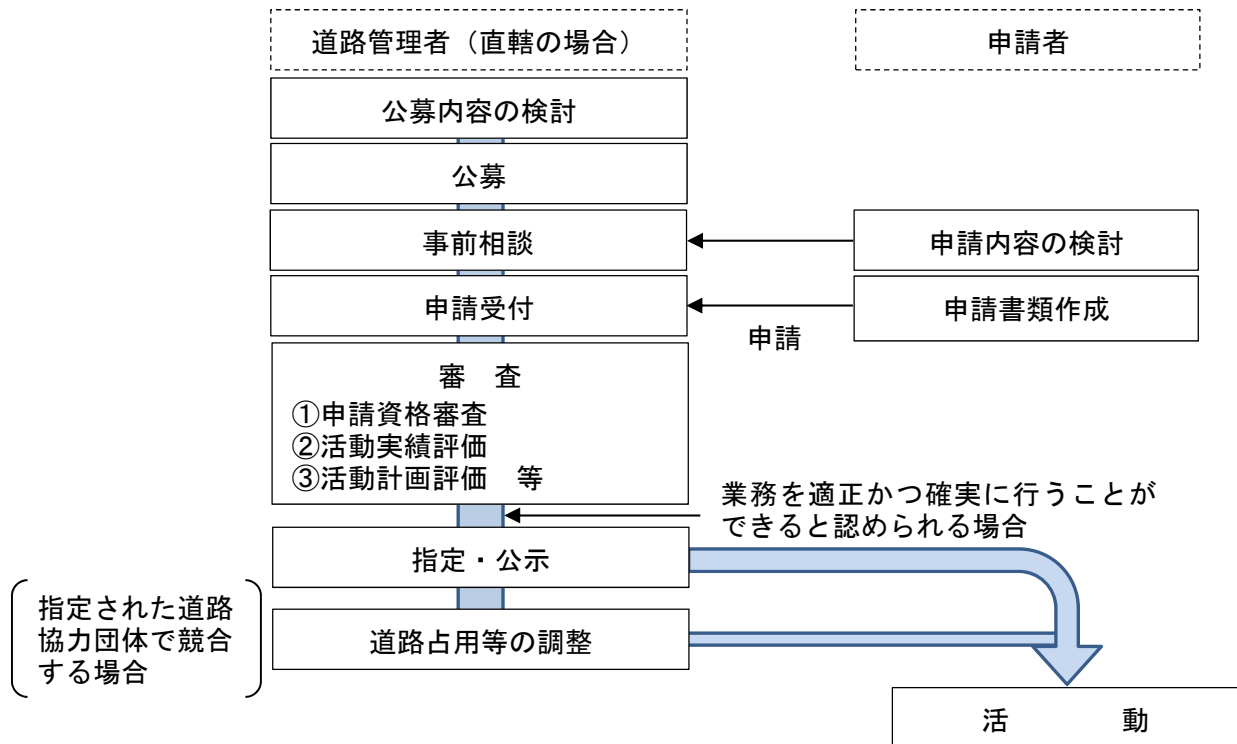
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



# 【徳島】新町川を守る会

(参考)

## 【新町川を守る会】

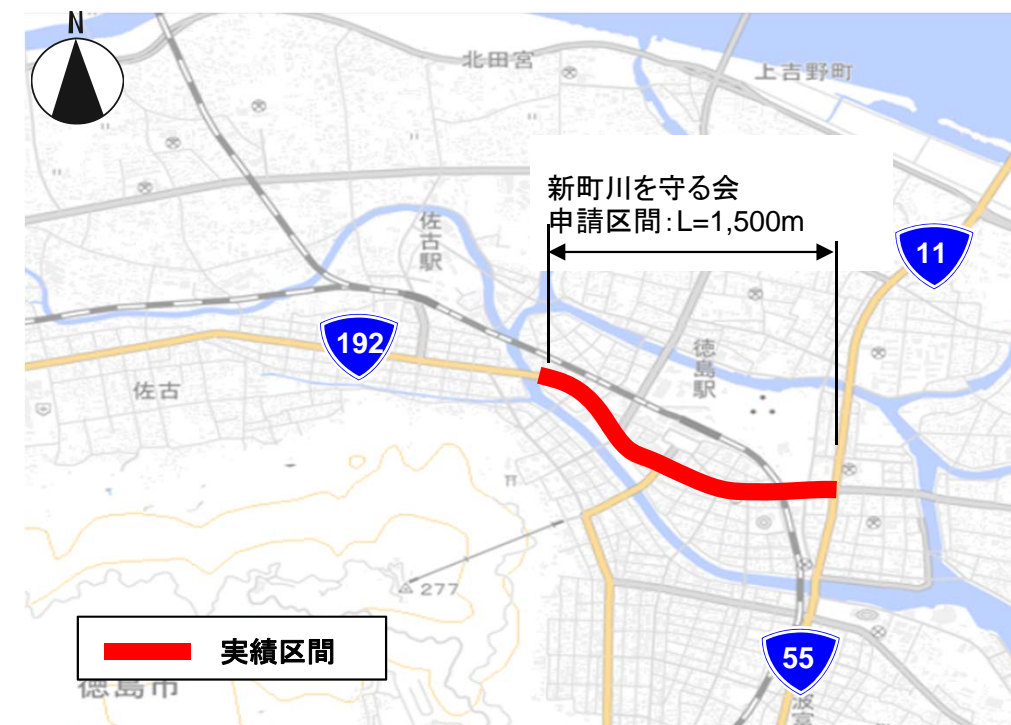
申請区間: 徳島県徳島市南出来島町2丁目地先～同市本町1丁目地先 L=1,500m

実績区間: 徳島県徳島市南出来島町2丁目地先～同市本町1丁目地先 L=1,500m



## 【活動実績】

平成11年8月から国道192号徳島市八百屋町地区、延長1,500mの区間で、道路清掃を年12回以上、花植え活動を年3回程度実施。



国土地理院地図に申請区間等を追記して掲載



植樹帯の清掃

出典:「新町川を守る会」提供資料



花植え活動のチラシ

出典:「新町川を守る会」提供資料

## 表彰履歴

平成22年 瀬戸内海環境保全功労者環境大臣表彰

平成27年 ふるさとづくり大賞(総務省)

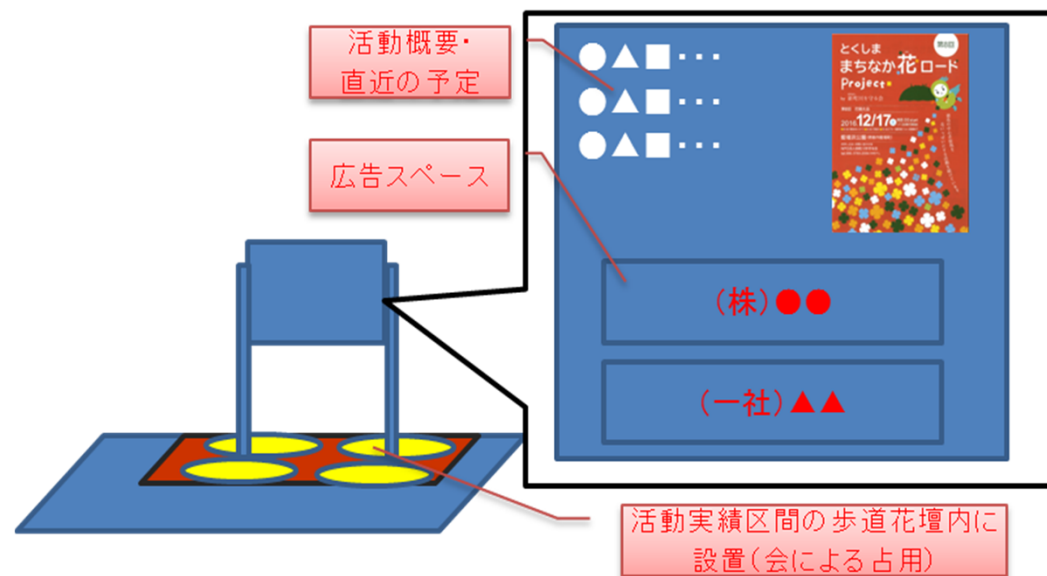
平成28年7月 徳島河川国道事務所長表彰(道路愛護団体)

## 【活動計画】

道路協力団体としての活動開始を契機に看板を設置し広告マネジメントを実施。道路の良好な景観形成を目的に実施している花植え活動をPRするとともに、活動への協賛団体(会社等)の名称掲載による収益(寄付)で植栽帯の花植えを充実させるとともに、更なる協賛を集める契機とする



出典:「新町川を守る会」提供資料



【広告看板イメージ】

## 広告看板

協賛団体の広告スペースを設けた看板を周辺の景観と調整を図り6箇所程度設置。(設置位置・箇所数等の詳細は今後調整)